

## 三期目の 市政運営にあたって



所沢市長 森本正人

先の市長選挙において、引き続き市政の重責を担わせていただくこととなりました。改めて就任のごあいさつを申し上げます。

さて、私が市長を志した原点は、東日本大震災と原発事故でありました。震災1カ月後の石巻での活動を通して感じたことは、人間は自然の一部に過ぎず、驕りてはいけません。また、人は人とつながっていることで幸せを感じるのかもしれない、ということでした。

また、あの復興支援ソング『花は咲く』に表されているように、これからの時代のテーマは「継承」にあり、震災を知る私たち大人がこれから生まれてくる子どもたちに何を残し、何を伝えるかが今後問われるのだ、と覚悟しました。私はそれを「自己の充実」から「次代への継承」へ、時代の意識が転換したのだと受け取りました。

そこで、「自然との調和、共生」「人と人の絆」を市政運営の柱に掲げ、「今がよい」だけを求めることなく、未来のために今行動していく

ことを肝に命じて、この8年間、市政を進めてまいりました。施策によって花開いたものも、そうでないものもありました。それでも、「今だけ」「自分だけ」に陥らない社会を念じて、その思いを「『善きふるさと所沢』を未来の子どもたちに」と表して、このたびの選挙でも訴えてまいりました。また、これからの少子超高齢社会に備え、30年後まで福祉も環境も教育も維持・充実できる市政運営を目指していることを、あわせて訴えさせていただきました。

具体的には、公約の6つの柱に、それらを下支えする役割を持つ成長作戦を進めるとともに、新たに「人を中心にしたまちづくり」を重点として市政を進めてまいります。なお、「人を中心にした」には、人が歩いて過ごせ、安心して憩え、支え合いや工夫など人の力を信じるなどの意味を含めました。

具体的には、「公共交通の充実」「ベンチと緑陰がある道」「遊歩道のある川」「近くに市民農園がある

暮らし」「プロペ通りの客引き禁止」「たばこを吸う人も吸わない人も共生できる駅前」「駅では『となりのトトロ』のチャイムでお出迎え」などが含まれます。これらの施策も重点的に進めてまいります。

### 6つの柱+成長作戦

- ※各柱は、主な公約のみ示しました。
- ①教育・子ども（日本一子どもを大切に育てるまち 所沢）
  - ：東京2020オリンピックに子どもたちを招待、学校の体育館トイレも洋式化
- ②環境（エネルギーの自立 マチごとエコタウン 所沢）
  - ：太陽光発電のさらなる普及と、とろざわ未来電力の電気を家庭にも供給
- ③福祉・自治（人と人の絆が実感できるまち 所沢）
  - ：障害者の親亡きあとの課題検討開始
- ④行政（超親切的な市役所）
  - ：水道事業は民営化しません
- ⑤文化・ブランド（文化の風薫るまち 所沢）
  - ：郷土文化の継承にも光を
- ⑥健康長寿（思わず歩きたくなくなるステキなまち 所沢）
  - ：健康マイレージの参加者拡大

成長作戦  
：所沢駅西口など、ハードの街づくり、企業誘致、活性化策など

さて、令和の時代の始まりは、COOL JAPAN FOR BEST構想の進展など、本市にとっても、よい変化が見えてくる時です。自然と共生した中で、支え合い助け合おう、人間力を発揮する大きな社会と一緒に作ってまいります。きつと子どもたちは、それを感じることでしょう。そうやって、「善きふるさと所沢」を次代に伝えてまいります。

今後とも、市民の皆さまの一層のご指導・鞭撻をお願い申し上げます。

市民税課 ☎ 2998-9064



◎詳細は市HP (Q 税制改正) をご覧ください。

## 令和2年度（令和元年分所得）

# 個人住民税の税制改正

### 住宅ローン控除の拡充

### 控除期間を延長！

令和元年10月1日～2年12月31日に入居した方は、住宅ローンの控除期間が10年から13年に延長されます。所得税から控除しき

れなかった控除額は住民税から控除します。  
◎10%の消費税率が適用される住宅取得等に限ります。

居住開始時期	平成26年4月～令和3年12月	令和元年10月～2年12月
消費税率	8%または10%	10%
控除期間	10年間	13年間
控除額	【1～10年目】 年末時点のローン残高（最大4,000万円※）×1% ※認定住宅は最大5,000万円になります。	【1～10年目】 同左 【11～13年目】 次のいずれか少ない方の金額が控除額となります。 ▶建物購入価格の2%÷3 ▶年末の住宅ローン残高の1%
	住民税からの控除限度額	所得税の課税総所得金額等×7%（最大13.65万円）

### ふるさと納税制度の見直し

### 一部地方団体への寄付が対象外に

令和元年6月1日以降、ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定することになりました。

総務大臣が定める基準に適合せず指定外となった地方団体への寄付は、ふるさと納税の対象外となります。

◎詳しくは、総務省HPをご覧ください。



10～12月は埼玉県・県内全市町村滞納整理強化月間

### 税金は期限内に納付しましょう！

教育、福祉、環境など、市民の皆さんが安心して暮らすために欠かせない貴重な財源が税金。金融機関の窓口やコンビニをはじめ、納め忘れの心配がない口座振替、24時間どこでも納められるペイジーで納付できます。期限内の納付をお願いします。  
☎収税課 ☎ 2998-9073

令和2年度市・県民税の申告は来月号を確認してね♪

